

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 基本的施策等

第 1 節 男女共同参画社会基本計画及び推進体制の整備等（第10条—第12条）

第 2 節 男女共同参画推進のための支援（第13条—第18条）

第 3 節 男女共同参画推進のための取組（第19条—第25条）

第 3 章 嘉麻市男女共同参画推進委員（第26条—第36条）

第 4 章 苦情及び救済の申出の処理（第37条—第46条）

第 5 章 嘉麻市男女共同参画審議会（第47条—第49条）

第 6 章 雑則（第50条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って共に自立し、支え合い、個性や能力を發揮できる社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的格差改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するために、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者その他市内を活動の拠点とする個人をいう。
- （4）事業者等 市内において、営利、非営利を問わず、事業又は活動を行うものをいう。
- （5）セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応に応じて当該個人に不利益を与えることをいう。
- （6）ドメスティック・バイオレンス 配偶者（元配偶者を含む。）又はごく親しい関係にある男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力をいう。

（基本理念）

第 3 条 市、市民及び事業者等は、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野において、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を協働して推進しなければならない。

- （1）男女の人権が尊重され、性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個性と能力が發揮できる機会が確保されること。

- (2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が市の施策又は事業者等における方針の立案若しくは決定に社会の対等な構成員として、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の対等な一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を実現するための配慮がなされること。
- (6) 男女が対等な関係のもとに、性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態の保持が図られること。
- (7) 男女共同参画社会の形成に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、平和を基盤とした国際的協調のもとに行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画を推進する施策（積極的格差改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため、必要な施策及び財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野で男女共同参画を推進するとともに、市の男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が共同して参画する機会の確保及び仕事と家庭生活における活動その他の活動が両立できるような就業環境の整備に努めるなど、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者等が市と工事請負契約等のため業者登録をする場合においては、当該事業者等は、市が男女共同参画の推進状況について報告を求めることに応じるよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めなければならない。

(補助金を受けるものの責務)

第8条 市の補助金を受けるものは、第5条から前条までに定める責務のほか、男女共同参画に関する理解を深めるための学習の機会を設けるよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第9条 すべての人は、あらゆる分野において性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する心身に及ぶ暴力等の行為により人権を侵害してはならない。

3 すべての人は、公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担及び差別を連想又は助長する表現
- (2) 男女間における暴力等を連想又は助長する表現
- (3) 男女共同参画の推進を阻害する表現

第2章 基本的施策等

第1節 男女共同参画社会基本計画及び推進体制の整備等

(男女共同参画社会基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画社会基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画社会基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、第47条に規定する嘉麻市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、男女共同参画社会基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(男女共同参画推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するために、嘉麻市男女共同参画推進本部を設置し、市長を本部長とする必要な体制の整備を図らなければならない。

(年次報告)

第12条 市長は、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2節 男女共同参画推進のための支援

(男女平等推進活動に対する支援)

第13条 市は、市民又は事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を推進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(男女平等の労働環境改善のための支援)

第14条 市は、雇用の分野における男女共同参画の推進を図るため、あらゆる雇用の形態において男女平等の労働環境が改善されるよう必要な情報の提供、相談その他の支援を行うものとする。

(農林業及び自営商工業等に対する支援)

第15条 市は、農林業及び自営の商工業等の分野において、すべての人が性別にかかわらず、対等な構成員として方針の立案又は決定の場に参画する機会を確保するため、環境整備、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(ひとり親家庭に対する支援)

第16条 市は、男女共同参画施策を実施するに当たっては、母子家庭の母、父子家庭の父がその個性及び能力を十分に発揮できる機会を活用することができるよう必要な支援に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立に対する支援)

第17条 市は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域の活動を行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

(暴力等の防止及び被害者等に対する支援)

第18条 市は、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを防止するため必

要な施策を講ずるよう努めるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な情報の提供、相談及び関係機関等との連携による適切な支援を行うよう努めるものとする。

第3節 男女共同参画推進のための取組

(啓発活動等の実施)

第19条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関し、市民及び事業者等の理解を深め、意識の高揚を図るため、当該市民及び事業者等に対し、情報提供及び啓発活動を実施するものとする。

(拠点施設の設置)

第20条 市は、男女共同参画施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画の取組を支援するための拠点施設を設置するものとする。

(調査研究)

第21条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(教育の充実)

第22条 市は、基本理念にのっとり、就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育等あらゆる教育の分野で、人権意識の向上と男女共同参画を推進する教育の充実を図るものとする。

(政策の立案又は方針の決定の過程における男女共同参画)

第23条 市は、市又は事業者等による政策の立案又は方針の決定の過程において、男女共同参画の推進を図るため、積極的格差改善措置として、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、当該附属機関等における男女の数がいずれかの性に偏らないように努めること。
- (2) 事業者等が行う方針の立案及び決定の過程において、女性の参画を積極的に促進するため、当該事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

(就業における模範的措置)

第24条 市は、就業の場における男女共同参画推進の模範を示すため、次の内容を旨とする施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 男女職員双方の職域の拡大を図るとともに、管理職等への女性の登用を促進するための能力開発等の環境づくり
- (2) 職員が育児、介護等の家族的責任を果たすことを支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくり
- (3) 男女共同参画についての積極的な職員研修

(国際的協調)

第25条 市は、男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互連携協調を円滑に図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 嘉麻市男女共同参画推進委員

(男女共同参画推進委員の設置)

第26条 市長は、次に掲げる事項を処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

- (1) 市が実施する男女共同参画施策若しくは措置又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情
- (2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合（以下「人権侵害」という。）における被害者の救済

2 推進委員の定数は、2人とし、その構成は、男女各1人とする。

3 推進委員は、男女共同参画施策に関して優れた識見を有し、性別による差別の解決に熱意があり、社会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。

(推進委員の職務)

第27条 推進委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第1項第1号に規定する苦情を処理するための調査又は勧告等を行うこと。
- (2) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第1項第2号に規定する救済を処理するための調査、勧告又は要請等を行うこと。
- (3) 制度改善のための意見を表明すること。
- (4) 勧告、要請又は意見表明等の内容を公表すること。

(独任制)

第28条 推進委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、合議を要する。

(代表推進委員)

第29条 推進委員の互選により、代表推進委員を定める。

2 代表推進委員は、合議事項につき推進委員を代表する。

(推進委員の任期)

第30条 推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進委員は、再任されることができる。ただし、推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。

(推進委員の責務)

第31条 推進委員は、男女共同参画及び人権の擁護者として、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務上の地位を政治的目的、営利目的等のために利用してはならない。

(推進委員の除斥)

第32条 推進委員は、その職務の公平な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情及び救済の申出についての処理に関わることができない。

(推進委員の兼職の禁止)

第33条 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 推進委員は、市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は推進委員の公平かつ公正な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業等と兼ねることができない。

(推進委員の守秘義務)

第34条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も、同様とする。

(推進委員の解嘱)

第35条 市長は、推進委員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障等のために職務の遂行ができないと認められる場合
- (2) 職務上の義務に違反した場合
- (3) その他推進委員として著しく不適切な言動等があると認められる場合

(関係機関等との連携)

第36条 推進委員は、その職務の遂行に当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第37条 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置について、苦情の申出をすることができる。

2 何人も、市、市民又は事業者等から性別による人権侵害を受けたときは、推進委員に救済の申出をすることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第38条 前条に定める苦情又は救済の申出（以下「苦情等の申出」という。）が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、同条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
- (2) 裁判所において係争中の事案又は行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 国会又は地方公共団体の議会に請願、陳情等を行っている事項
- (4) 推進委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項
- (5) その他処理することが適当でないと推進委員が認める事項

2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、遅滞なく通知しなければならない。

(推進委員の調査)

第39条 推進委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

2 前項後段の場合においては、推進委員は、あらかじめ、当該関係人に通知しなければならない。

3 市は、第1項の調査を拒んではならない。

4 市民及び事業者等は、第1項の調査に協力するよう努めなければならない。

(推進委員の処理の中止)

第40条 推進委員は、処理を開始した後において苦情等の申出が第38条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき又は申出に理由がないと認めるときは、処理を中止するものとする。

2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、遅滞なく通知しなければならない。

(市の施策等に係る苦情の申出の処理)

第41条 推進委員は、第37条第1項の規定により市の施策又は措置（以下「市の施策等」という。）に対する苦情の申出があった場合は、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは、当該市の施策等に係る市の機関に対し、意見を表明し、又は当該市の施策等の是正若しくは改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告を行うことができる。

2 前項の規定による意見表明及び勧告は、推進委員の合議によらなければならない。

3 市の機関は、第1項の規定により推進委員から意見表明が行われ、又は勧告を受けたときは、当該意見及び勧告を尊重しなければならない。

4 市の機関は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に対する措置について、推進委員に対し、推進委員が定める期限までに報告しなければならない。

5 推進委員は、市の機関から前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて当該勧告及び報告の内容を公表することができる。ただし、公表に当たっては、個人情報保護その他必要な配慮がなされなければならない。

(市に係る救済の申出の処理)

第42条 推進委員は、第37条第2項の規定により救済の申出（市に係るものに限る。以下この条に

において同じ。)があった場合は、必要な調査を行い、その結果、市の機関が性別による人権侵害を行ったと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、当該市の機関に対し、当該人権侵害の排除その他の救済のための必要な是正措置の要請及び調整を行うことができる。

- 2 推進委員は、前項の規定により必要な是正措置の要請を行った場合において、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、当該市の機関に対し、改善のための勧告を行うことができる。
- 3 前2項の規定による是正措置の要請及び勧告は、推進委員の合議によらなければならない。
- 4 市の機関は、第1項又は第2項の規定により推進委員から是正措置の要請又は勧告を受けたときは、当該要請及び勧告を尊重しなければならない。
- 5 前条第4項及び第5項の規定は、第2項の勧告が行われた場合に準用する。

(市に係るもの以外の救済の申出の処理)

第43条 推進委員は、第37条第2項の規定により救済の申出(市に係るものを除く。以下この条において同じ。)があった場合は、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市長に報告し、市長が関係者に対し、改善のための意見表明又は要請を行うよう求めることができる。

- 2 推進委員は、前項の規定による意見表明又は要請が行われたにもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、市長に対し、その経過を報告し、その状況を公表するよう求めることができる。
- 3 第1項の規定により意見表明又は要請を求めるとき及び前項の規定により公表を求めるときは、推進委員の合議によらなければならない。

(市長の意見表明等)

第44条 市長は、前条第1項の規定により意見表明又は要請を求められたときは、関係者に対し、改善のための意見表明又は要請を行うことができる。

- 2 市長は、前条第2項の規定により公表を求められたときは、当該状況に関し必要な事項について公表することができる。
- 3 前2項に規定する場合において、市長は、推進委員の求めを尊重しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る関係者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(推進委員の発意による苦情等の処理)

第45条 推進委員は、必要があると認めるときは、推進委員の合議に基づき、自己の発意に基づく事案について調査を行い、及び必要な処理をすることができる。

- 2 第39条及び第41条から前条までの規定は、前項の規定に基づく事案の処理について準用する。
- 3 推進委員は、第1項の規定により性別による人権侵害に係る事案について調査を行い、必要な措置をとろうとするときは、当該人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。
- 4 市長は、推進委員の発意に基づく事案につき、前条第1項の要請及び同条第2項の公表を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。

(推進委員の処理の経過及び結果の通知)

第46条 推進委員は、第41条から前条までの規定により、調査、意見表明、勧告若しくは要請を行ったとき、市長に対して意見表明、要請若しくは公表を求めたとき又は市の機関から報告を受けたときは、苦情等の申出人に対して、遅滞なくその旨を通知するものとする。

第5章 嘉麻市男女共同参画審議会

(嘉麻市男女共同参画審議会の設置)

第47条 市における男女共同参画に関する現状及び課題を総合的に検討し、男女共同参画社会の実現を図るため、法第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事務)

第48条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に向けた施策に関する事項
- (2) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の実施状況に関する事項

2 審議会は、前項に掲げる事項について調査審議し、市長に建議することができる。

3 審議会は、第1項の審議に関し必要があると認めるときは、推進委員の意見を聴くものとする。

(審議会の組織等)

第49条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 3人以内
- (2) 市内関係団体の代表者 3人以内
- (3) 公募による市民 6人以内

3 前項に定めるもののほか、委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。